

資料①

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画の策定又は変更
- (2) 個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (3) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は変更
- (4) 市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
- (5) 住民に義務を課し、住民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (6) 大規模な市の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (7) 住民の生活に重大な影響をおよぼす制度の導入又は改廃

- (1) 輕易なもの
- (2) 緊急に行わなくてはならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (4) 市の内部の事務処理に関するもの
- (5) 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

[illegible]

[illegible]